(1)

下20

第九號

九、其他各地方情勢により適宜の方法をとる事

東京市會解散要求の件 ‐‐‐ 説明者 斉藤五郎

現在の東京市会は其の形の上に於て旧選挙法による一部少数特権階級の代表たるに過ぎず、会の實に於ては是れ等少数ブルジョア階級の傀儡となつて私利私慾を貪る以外に能行き醜悪極る集団たることは最近の瀆職事件に檢挙の続出によつて之を証明する、況んや其数に於て既に過半数に近き瀆職嫌疑の収容者を出し最早其機能を発揮するの力を失つて居る

斯くて現在の東京市会は司法権の発動と全民監視の目下に暴露されたる市会の死亡[illegible]に均しいのだ

今にして尚ほ何の要意ある存在を認むることは東京市政の運用を阻害し二百万市民の生活を脅威するのみならず帝都をして挙げて陰惨極まる空気の中に漂はす以外に何等の獲物は何い

東京市会を解散せよ、即時解散せよ、斯くして新制による總選挙を決行し我等無産階級の意志を市会の上に反映せしめて、名実共に我等の市会たらしめよ！

綴本21

第十號 海員保險法対策に関する件 説明者 堀内長榮

主文及理由

船員保険の完全なる制定は直ちに陸上健康法の改正に最も大なる影響を及ぼすものなる故に現在[illegible]会等に於て審議中なる社会保険[illegible]に対して吾人は左記諸項の修正意見を掲げ若し政府の容るる所とならざれば全海上大衆の総意を集積するものとして同法案に絶対反対するものである

一、養老年金制度を設ける事

二、関東州、朝鮮[illegible]を包含する事

三、船員分担保険料[illegible]十分の四より十分の三以下に軽減する事

四、[illegible]料を以て保険[illegible]の[illegible]をせず単純[illegible]料を[illegible]の積[illegible]とすること

實行方法

党代議士をして極力[illegible]に努力を[illegible]する事

及大会決議を内務大臣[illegible]長官に交附する事